

### 第 353 回月例会・報告概要

開催日：2017 年 7 月 15 日（土曜日） 10：00～

報告者：吉田 興平（弁護士）

テーマ：知的財産権侵害の警告が誤りだった場合の不正競争防止法上の責任

報告者コメント：競合会社の取引先に対する知的財産権侵害の警告が誤りであった場合、虚偽の告知をしたとして不正競争防止法上の責任を負うことがあり得ますが、裁判所がどのような事情を重視して責任の有無を判断しているのかなどについての検討結果を報告します。

-----  
報告概要：

#### 第 1 はじめに

- ・不正競争法上の信用毀損行為（法 2 条 1 項 15 号）
- ・流通業者等への警告が出された場合の問題

#### 第 2 「虚偽の事実」の要件

- (1) 東京地判平成 18・9・26 判時 1962・147  
「告知された事実について事実と反するような誤解をするか否か」
- (2) 東京地判平成 19・3・20LLI/DB
- (3) 知財高判平成 18・6・26LLI/DB

#### 第 3 違法性阻却事由

- ・条文にはない要件
1. 違法性阻却を認めたもの
    - (1) 東京高判平成 14・8・29 判時 1807・128
      - ・違法性阻却＝権利行使の一環としてなされた正当行為
      - ・事実に、法律的根拠を欠くことを容易に知りえない
      - ・社会通念上必要と認められる範囲
    - (2) 東京地判平成 18・10・11LLI/DB
  2. 違法性阻却を認めなかったもの — 東京地判平成 15・10・16 判時 1874・23

#### 第 4 違法性阻却論を採用しなかった裁判例

— 大阪地判平成 29・6・15 裁判所ウェブサイト

1. 事案の概要
2. 違法性阻却論
  - ・違法性阻却論→過失論で判断
  - ・侵害の判断に対する注意義務のレベル

#### 第 5 侵害警告をする場合の実務上の注意点

1. 文面
2. 警告の相手方と時期の選択
3. 信用棄損の損害は少額の認定ことが少なくない

以 上